

# 社会福祉法人長井市社会福祉協議会保育児童安全互助規程

令和3年3月16日制定

長井市社会福祉協議会保育児童安全互助規程（昭和41年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議（以下「法人」という。）が行う安全互助事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 法人は、安全互助事業（以下「事業」という。）として、保育児童の不慮の事故に対して見舞金の給付を行う。

（事業の対象保育児童）

第3条 見舞金の給付の対象となる保育児童は、長井市及び法人が設置又は運営する児童福祉施設に入所している者（以下「入所児童」という。）とする。

（見舞金）

第4条 見舞金の額は、別表のとおりとする。ただし、これにより難いときは、理事会の承認を経て会長が別に定める。

（事業の経費）

第5条 事業の経費は、入所児童の保護者からの拠出金その他の収入をもって充てる。

2 入所児童の保護者は、前項に定める拠出金として、毎年、児童1名につき100円を入所決定時に納入しなければならない。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

種 別		金 額	備 考
死亡	園内での事故	300,000 円	
	通園途中での事故	200,000 円	
	上記以外の事故	10,000 円	
入院	園内及び通園途中での事故	1 日につき 2,000 円	1 60 日を限度とする。 2 施設長の証明による。
通院	園内及び通園途中で事故	1 日につき 1,000 円	1 受傷から治癒までの期間で実際に通院した日数 2 施設長の証明による。

(注) 会長が特に必要と認めた場合は、診断書を提出させるものとする。